

18川監公第1号

平成18年1月25日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	小林貴美子
同	西村英二

監査の種別 定期監査

監査の対象 総務局

健康福祉局（総務部・障害保健福祉部・看護短期大学）

建設局（土木管理部・道路計画部・土木建設部・自転車対策室）

中原区役所

宮前区役所

多摩区役所

監査の範囲 平成17年度執行の財務事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の期間 平成17年9月12日から

平成17年12月22日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

1 南部防災センターにおける財産管理を適正に行うべきもの

南部防災センターは、川崎市の防災対策を推進するための中心的な拠点として、昭和55年4月に開設された。平常時には市民の防災意識の高揚・防災に対する知識と技術の習得の場として、災害時には隣接広場と一体化した地区避難場所として給水・給食・医療救護・情報の伝達収集、備蓄物資の放出などの役割を果たすため、市民啓発施設、備蓄施設及び通信施設の3つの機能を有していた。

しかしながら、開設から25年以上が経過し、平成5年に第3庁舎内に川崎市防災センターが、同9年には多摩区総合庁舎内に多摩防災センター

がそれぞれ整備されたこと等により、現在、次のようにその位置付け及び施設機能が大きく変化している。

運営面では、開設時は市の中心的な防災拠点として24時間体制で職員が配置されていた。しかしながら、平成6年度からは配置されなくなり、その位置付けも市立中学校と同様の地域防災拠点（川崎区小田6丁目などが対象）となっている。なお、施設の管理運営のため、平日の午前8時30分から午後5時まで業務委託を行っている。また、昭和55年度の開設当時の見学件数は年間1,253件であったものが、平成16年度は1件のみとなっている。備蓄施設として、貯水槽が整備され、平成4年度まで飲料水の備蓄も行われていたが、敷地内に応急給水拠点が設置されたことから飲料水ではなく、防火用水等として6槽に約300トンが貯水されている。また、通信施設については、かつて市庁統制局と西生田中継所の中継機能、支所・消防局の中継局機能、市庁統制局の補助的機能という3つの機能があったが、現在は、市庁統制局と西生田中継所の中継機能のみとなっている。

このような機能変化の中で、財産管理について現地を調査したところ、次のような状況が見受けられた。

市民啓発施設関係については、展示コーナーにおいて、平成6年度以降展示内容が更新されていなかった。また、使用不能な地震計などが展示されている事例も見受けられ、同コーナーは喫煙所としても使用されていた。体験コーナーにおいては、擬似消火訓練機器についても長期間使用されていなかった。視聴覚研修施設については、開設時に設置されていた映写機が廃棄されており、震災関係等の啓発用映画の上映ができない状況であった。

備蓄施設関係等については、非常用食料、生活必需品、防災用資機材等

を保管する備蓄庫等に多量の選挙用投票箱・記載台、交通安全教室用の自転車等の川崎区役所の物品が保管されていた。

その他、1階多目的ピロティ（災害時の避難所）において駐車場として7台分のスペースが恒常的に使用許可されていた事例、使用不能な起震機が長期にわたり放置されていた事例、建物上部に設置されている放水銃については、災害時に操作する職員用の操作マニュアルが未整備であった事例等が見受けられた。

このような状況は、防災対策の施設としての機能を果たす上では不適切であるので、早急に改善し、適正な財産管理を行われたい。

なお、南部防災センターについてはその位置付けや機能が開設当初と大きくかい離していることから、この変化を踏まえて、財産の有効活用を図る観点からも見直しを図られたい。

（総務局危機管理室）

2 有馬南医師公舎の在り方について検討すべきもの

有馬南医師公舎は、昭和49年に分譲された有馬南住宅の一部を市が医師公舎として所有しているものである。有馬南医師公舎管理要綱によれば、入居資格は、住宅に困窮し、かつ公衆衛生業務に従事する医師、その他健康福祉局長が特に必要と認める者となっている。当初10戸を所有していたが、入居者が少なくなったため、平成15年4月に使用されていない5戸については売却している。残りの5戸についても、16年度末に廃止して17年度に売却する予定で、入居者との間で協議を開始した。

残り5戸のうち2戸については平成15年4月及び17年3月にそれぞれ明け渡されたが、3戸については入居者との協議が難航している状況にある。市は売却するまでの間、1戸につき月額21,000円の管理組合

費を負担することになるため、使用されていない2戸について速やかに廃止し売却されたい。

また、使用中の3戸についても、入居者は、同要綱に基づき特に必要と認めて入居させた者であったが、医師ではないことから、公衆衛生従事医師の確保という医師公舎本来の役割を踏まえて、今後の対応方針を検討されたい。

(健康福祉局総務部庶務課)

3 道路占用料の徴収等を適正に行うべきもの

道路占用に係る許可事務は、建設局土木管理部路政課及び各区役所建設センターが所管しているが、許可期間満了に伴う継続分の占用許可書及び納入通知書の作成については、路政課で一括して行っている。

道路占用料については、川崎市道路占用料徴収条例(昭和30年条例第7号)第3条第2項により、占有者は占有の開始の前に占用料を市に納付しなければならないとされている。

しかしながら、許可期間が年度末に満了する継続分に係る占用料の納入通知書の交付が占有開始後の4月以降に行われているため、占有者が占有開始前に占用料を納付できる状況にはなっていない。

このような不適切な状況について改善を図られたい。

また、中原、宮前及び多摩区役所建設センターの所管分のうち、前年度末で許可期間が満了したものの状況を確認したところ、各区役所とも継続申請又は廃止の届出が行われていない事例が見受けられたので、速やかに調査を行うなど適正な管理に努められたい。

(建設局土木管理部路政課、中原・宮前・多摩区役所建設センター管理課)

4 国民健康保険料減免事務を適正に行うべきもの

国民健康保険料の減免については、川崎市国民健康保険条例（昭和33年条例第15号）第38条第1項及び川崎市国民健康保険料減免取扱要綱に定められている。

同要綱第2条に定めている減免に該当する世帯のうち、第1項第2号に該当する生活困窮世帯及び第3号に該当する所得減少世帯の減免対象となる保険料は、第4条により申請のあった日の属する月の保険料から当該年度内までの保険料とされている。

しかしながら、多摩区役所保健福祉センター保険年金課では、一律に年間の保険料を減免対象として算定する方式を採っていた。

このため、既に経過している月の保険料まで減免している事例が見受けられたことから、同要綱に基づき適正な事務を行われたい。

（多摩区役所保健福祉センター保険年金課）